

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

(滞納処分の停止の要件等)

第五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分<sup>一</sup>の執行を停止することができる。

一 滞納処分<sup>一</sup>の執行及び租税条約等(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第二条第二号(定義)に規定する租税条約等をいう。)<sup>二</sup>の規定に基づく当該租税条約等の相手国等(同条第三号に規定する相手国等をいう。)<sup>三</sup>に対する共助対象国税(同法第十一条の二第一項(国税の徴収の共助)に規定する共助対象国税をいう。)<sup>四</sup>の徴収の共助の要請による徴収(以下この項において「滞納処分<sup>一</sup>の執行等」という。)<sup>五</sup>をすることができる財産がないとき。

二 滞納処分<sup>一</sup>の執行等<sup>六</sup>をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 その所在及び滞納処分<sup>一</sup>の執行等<sup>六</sup>をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 省略

3 税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分<sup>一</sup>の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

4・5 省略

(滞納処分<sup>一</sup>の停止の要件等)

第五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分<sup>一</sup>の執行を停止することができる。

一 滞納処分<sup>一</sup>を執行<sup>二</sup>することができる財産がないとき。

二 滞納処分<sup>一</sup>を執行<sup>二</sup>することによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 その所在及び滞納処分<sup>一</sup>を執行<sup>二</sup>することができる財産がともに不明であるとき。

2 同上

3 税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分<sup>一</sup>の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

4・5 同上